

学校教育法の一部を改正する法律案参照条文

一	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	1
二	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	3
三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）	5
四	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	6
五	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）	7
六	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）	9
七	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）	9
八	建設業法（昭和二十四年法律第九十号）（抄）	12
九	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（抄）	12
十	測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（抄）	17
十一	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）	18
十二	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	19
十三	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）	19
十四	図書館法（昭和二十五年法律第十八号）（抄）	19
十五	電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）	20
十六	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）	23
十七	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	23
十八	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）による改正後）（抄）	24
十九	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）	25
二十	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）	26
二十一	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）	27
二十二	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）	27
二十三	と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）（抄）	28

二十四	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）	28
二十五	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等法律（平成二十七年法律第四十七号）による改正後）（抄）	29
二十六	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）	29
二十七	水道法（昭和三十三年法律第七十七号）（抄）	30
二十八	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	31
二十九	小型船造船業法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）	32
三十	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	33
三十一	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）	33
三十二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）	34
三十三	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）	35
三十四	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）	44
三十五	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	45
三十六	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）	46
三十七	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）	46
二十八	工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）	47
三十九	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）	48
四十	精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）（抄）	49
四十一	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄）	50
四十二	健康増進法（平成十四年法律第三十号）（抄）	51
四十三	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）	52
四十四	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）	53
四十五	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）（抄）	53
四十六	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）	54
四十七	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）	55
四十八	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）	55

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第九十九条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、學術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第四百四条 大学（第八十八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

⑤ 第二項の大学には、学科を置く。

⑥ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じている

ときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
- 十二 電気設備
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

②（略）

（登録の要件等）

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定

める。

一 (略)

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

2・3 (略)

別表第二(第二十五条の四十七関係)

学歴	年数
(略)	(略)
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	三年

三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船級協会の審査及び検査）

第二十条 （略）

254 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 （略）

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。

イ 船舶に係る保安の確保に関する業務について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ・ハ （略）

三・四 （略）

6・7 （略）

別表第二（第二十条関係）

学歴	年数
<p>（略）</p> <p>大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	<p>（略）</p> <p>二年</p>
<p>短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による</p>	<p>三年</p>

高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一（略）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

三〇五（略）

③〇⑥（略）

第十三条

②（略）

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一（略）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三〇五（略）

④〇⑧（略）

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
- 二 （略）

五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

第三十一条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。

二・三 （略）

② （略）

第四十八条 （略）

②⑤ （略）

⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一 （略）

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

三・四 （略）

⑦・⑧ （略）

別表（第三十三条関係）

動物を用いる検査	細菌学的検査	理化学的検査
<p>一 遠心分離機</p> <p>二 純水製造装置</p>	<p>一 遠心分離機</p> <p>二 純水製造装置</p> <p>三 超低温槽</p> <p>四 ホモジナイザー</p> <p>五 乾熱滅菌器</p> <p>六 光学顕微鏡</p> <p>七 高圧滅菌器</p> <p>八 ふ卵器</p>	<p>一 遠心分離機</p> <p>二 純水製造装置</p> <p>三 超低温槽</p> <p>四 ホモジナイザー</p> <p>五 ガスクロマトグラフ</p> <p>六 ガスクロマトグラフ質量分析計（食品に残留する農薬取締法第一条の二第一項に規定する農薬の検査を行う者に限る。）</p> <p>七 原子吸光分光光度計</p> <p>八 高速液体クロマトグラフ</p>
<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有すること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有すること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
三名	四名	四名

	<p>三 超低温槽</p> <p>四 ホモジナイザー</p>	<p>旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	
--	--------------------------------	---	--

六 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）（抄）

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一 四 （略）

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。

一 （略）

二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目

三 （略）

3・4 （略）

七 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第十三条の三 危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

②・③ (略)

④ 次の各号のいずれかに該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者

二 (略)

⑤ (略)

第十七条の二 前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この章において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に關する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。）を受けなければならない。

②・③ (略)

第十七条の八 消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下この章において「工事整備対象設備等」という。）の設置及び維持に關して必要な知識及び技能について行う。

②・③ (略)

④ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。

一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者

二・三 (略)

⑤ (略)

第二十一条の三 型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う検定対象機械器具等についての試験を受けなければならない。

②・③ (略)

第二十一条の四十五 第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、次に掲

げる業務の区分ごとに、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定（以下この節において「検定等」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

一～四（略）

第二十一条の四十六 総務大臣は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

一 別表第二の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者を有していること。

二～四（略）

②・③（略）

別表第二（第二十一条の四十六関係）

<p>第二十一条の四十五第二号から第四号までの業務</p>	<p>第二十一条の四十五第一号の業務</p>
<p>学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者</p> <p>二 消防設備士の資格を有する者</p> <p>三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士の資格を有する者</p> <p>四 火災予防に係る審査又は検査に三年以上の実務経験を有する者</p>

八 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一（略）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ・ハ（略）

三・四（略）

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（抄）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一（略）

二（略）

6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一 短期大学の学位又は準学士の称号を有する者

二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

7 (略)

(免許状の授与の手續等)

第五条の二 (略)

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に依じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 (略)

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するたため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

附則

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

第一欄

第二欄

第三欄

第四欄

所要資格	基礎資格	
	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として、又は修得すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得すること
受けようとする免許状の種類	イ 大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に 関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三
高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状	(略)	(略)
		一〇
	(略)	(略)

備考

- 一 別表第一備考第一号並びに別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。
- 三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学

校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、二の項中「九年以上」とあるのは、九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄		第三欄	
(略)	免許状の種類	(略)	基礎資格	(略)	大学において修得することを必要とする最低単位数
	所要資格				教科及び教職に関する科目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 一・一の二 (略)
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三〇九 (略)

別表第二（第五条関係）

--

第一欄	免許状の種類	所要資格	基礎資格	第三欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	(略)

備考

- 一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。
- 二 四 (略)

別表第二の二(第五条関係)

第一欄	免許状の種類	所要資格	基礎資格	第三欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			大学において習得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数	(略)

備考

- 一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。
- 二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

別表第五(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
免許状の種類	所要資格	基礎資格
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
(略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

二～四 (略)

十 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

（測量士となる資格）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 (略)

二 短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受け、
 たもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、
 当該短期大学等を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三～五 (略)

（測量士補となる資格）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 (略)

- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者
- 三・四 (略)

(専任教員の資格)

第五十一条の五 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 (略)
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 三 (略)

2 (略)

(主任専任教員の資格)

第五十一条の六 主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 (略)
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 三 (略)

十一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三〇六 (略)

十二 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) に基づく大学、旧高等学校令 (大正七年勅令第三百八十九号) に基づく高等学校又は旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二〇五 (略)

2 (略)

十三 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) (抄)

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 (略)

二 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学又は旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三〇六 (略)

十四 図書館法 (昭和二十五年法律第一百十八号) (抄)

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二・三 (略)
- 2 (略)

十五 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（検査等事業者の登録）

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 (略)

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うものであること。

四 (略)

5・6 (略)

（登録の基準）

第三十八条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合証明を行うものであること。

二・三 (略)

2 (略)

（技術基準適合証明の義務等）

第三十八条の八 (略)

2 登録証明機関は、前項の審査を行うときは、別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用し、かつ、別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「証明員」という。）に行わせなければならない。

（免許）

第四十一条（略）

2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者（第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。）でなければ、受けることができない。

一・二（略）

三 前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく学校の区分に応じ総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者

イ 大学（短期大学を除く。）

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ 高等学校又は中等教育学校

四（略）

（登録周波数終了対策機関）

第七十一条の三の二（略）

2・3（略）

4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。

二～四（略）

5～11（略）

別表第一（第二十四条の二関係）

- 一・二（略）
- 三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 四（略）

別表第四（第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係）

- 一（略）
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 三・四（略）
- 五 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

別表第五（第七十一条の三の二関係）

- 一（略）
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 三（略）
- 四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

十六 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（一級建築士試験の受験資格）

第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」という。）の経験を二年以上有する者

二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）

四・五 （略）

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

二～四 （略）

十七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（確認員）

第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の

施設の建設に関して必要な課程を修めて卒業した者又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究の業務（国土交通省令で定めるものに限る。）に従事した経験を有するものの中から選任しなければならない。

2～4 （略）

十八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）による改正後）（抄）

（個体等登録機関）

第二十三条 （略）

2・3 （略）

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 個体等登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが個体等登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

二 （略）

5～7 （略）

（事業登録機関）

第三十三条の十五 （略）

2・3 （略）

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請

者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

(認定機関)

第三十三条の二十六 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣等は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣等の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

十九 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) (抄)

(試験科目の一部の免除等)

第七条 (略)

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位(学校教育法第百四条に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。)又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定め

る基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

4・5 (略)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。）において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目

二 十 (略)

2 (略)

二十 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二・三 (略)

2 (略)

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

二十一 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）

（登録の要件等）

第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一（略）

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定事務を実施し、その人数が検定事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者であること。

ロ（略）

三（略）

2・3（略）

二十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

（登録基準）

第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一（略）

二 次のいずれかに該当する者が検定を実施し、その人数が検定を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ロ・ハ（略）

三 (略)

2 (略)

二十三 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号) (抄)

(衛生管理責任者)

第七条 (略)

2と4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。

一 (略)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明

治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 (略)

6・7 (略)

二十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号) (抄)

(食鳥処理衛生管理者)

第十二条 (略)

2と4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。

一 (略)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明

治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三・四 (略)

6・7 (略)

二十五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等法律（平成二十七年法律第四十七号）による改正後）（抄）

（登録）

第二百三十三條 第三十三條第一項、第六十九條第一項（第八十四條第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）又は第二百三十三條第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、次の区分ごとに、第三十三條第一項、第六十九條第一項又は第二百三十三條第一項の検査（以下この節において単に「検査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 一 特定ガス工作物（ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備をいう。次号及び第二百二十五條第一項第一号イにおいて同じ。）に係る検査

二（略）

（登録の基準）

第二百二十五條 経済産業大臣は、第二百三十三條の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要な手続は、経済産業省令で定める。

- 一 次のイからニまでのいずれかに該当する者が検査を実施し、その人数が検査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物（その申請が第二百三十三條第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ（略）

ニ（略）

2（略）

二十六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）

（登録の要件等）

第四十一條 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合におい

て、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。

イ (略)

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後

二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ・ニ (略)

二〇四 (略)

2 (略)

二十七 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）

（水質検査）

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 (略)

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

（登録）

第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

（登録基準）

第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 (略)

二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。

三 (略)

別表第一(第二十條の四關係)

一 (略)

二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

三・四 (略)

二十八 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(登録)

第六十七条 第五十一条第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる審査の区分(以下単に「審査の区分」という。)ごとに、これらの規定による審査(以下「安全管理審査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

一 第五十一条第三項の審査

二 第五十二条第三項の審査

三 第五十五条第四項の審査

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ (略)

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

八 (略)

二 (略)

2 (略)

二十九 小型船造船業法 (昭和四十一年法律第百十九号) (抄)

(主任技術者)

第十条 第四条の登録を受けた者 (以下「小型船造船業者」という。) は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行わせるため、事業場ごとに、専任の主任技術者を選任しなければならない。ただし、小型船造船業者が自ら主任技術者となる事業場 (事業場が二以上あるときは、一の事業場に限る。) については、この限りでない。

2 (略)

(主任技術者の資格)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による大学 (旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) による大学を含む。以下同じ。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学校を含む。以下同じ。) において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二・三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、木船造船業、木船製造業又は木船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二・四 (略)

3 (略)

三十 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（受験資格）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二（略）

三十一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）

（建築物環境衛生管理技術者免状）

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了したもの

二（略）

2（略）

（登録）

第七条の二 前条第一項第一号の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習会を行おうとする者の申請により行う。

（登録基準）

第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一（略）

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ（略）

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

ハ (略)

2 (略)

三十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（登録）

第九条の七 (略)

2 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 (略)

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三 (略)

3 (略)

別表第一（第九条の七関係）

一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

学歴		期間
イ (略)		六月
ロ (略)		一年

ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	二年
ホ （略）	

三十三 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（登録製造時等検査機関の登録）

第四十六条 （略）

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。

二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。

三・四 （略）

4 （略）

（登録教習機関）

第七十七条 （略）

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 (略)

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三・四 (略)

3 (略)

(労働安全コンサルタント試験)

第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの

4 (略)

(労働衛生コンサルタント試験)

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

別表第六(第四十六条関係)

一 条件

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(1)・(2) (略)

(二) (三) (略)

二 (略)

別表第七（第四十六条関係）

一 工学関係大学等卒業者で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

三 (略)

別表第二十（第七十七条関係）

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
<p>学科講習 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p>

	<p>作業の方法に関する知識</p>	<p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後三年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>二 乾燥設備作業主任者技能講習</p>	<p>関係法令</p> <p>(略)</p>	
<p>講習科目</p>	<p>乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識</p> <p>乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識</p> <p>乾燥作業の管理に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>学科講習</p>		

	関係法令	(略)
--	------	-----

三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 火薬類に関する知識 コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	条件 一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	(略)

四 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設等作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 作業の方法に関する知識	条件 一 大学等において土木、建築又は採鉱に関する学科（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつては建築に関する学科を除き、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船に関する学科を含む。以下この表において「特定学科」という。）を修めて卒業した者で、その後三年以上建設の作業（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含む）にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含む

関係法令	(略)	み、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)	

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習	一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
関係法令	(略)
(略)	(略)
関係法令	(略)

六 (略)

七 船内荷役作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習	(略)

習	
関係法令	玉掛け作業及び合図の方法に関する知識
(略)	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	
学科講習	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
(略)	<p>一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・四 (略)</p>

九 化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

講習科目	
学科講習	第一種压力容器の構造に関する知識
(略)	<p>一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

危険物及び化学反応に関する知識	一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)

十・十一 (略)

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 (略)	(略)
酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (略)
(略)	(略)

十三 (略)

十四 床上操作式クレーン運転技能講習

講習科目	条件
学科講習 (略)	(略)

習	
(略)	<p>原動機及び電気に関する知識</p> <p>一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二・三 (略)</p>
(略)	(略)

十五 (略)
十六 ガス溶接技能講習

講習科目		講習科目	
(略)	<p>ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識</p>	(略)	<p>条件</p> <p>一 大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二・三 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

十七 (略)
十八 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習及び車両系建設機械（解体用）運転技能講習

講習科目		講習科目	
(略)	<p>条件</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	運転に必要な一般的事項に関する知識	一 大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者であること。 二・三 (略)
(略)	(略)	(略)

十九・二十 (略)

二十一 高所作業車運転技能講習

講習科目	条件
学科講習	(略)
運転に必要な一般的事項に関する知識	一 大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者であること。 二・三 (略)
(略)	(略)

二十二・二十三 (略)

三十四 作業環境測定法 (昭和五十年法律第二十八号) (抄)

(受験資格)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

- 一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者 (以下「理科系統大学等卒業者」という。) で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- 二・三 (略)

三十五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（登録認定機関の登録）

第八十六条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分（以下この節において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 （略）

（登録の基準）

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。

二・三 （略）

2・3 （略）

（技術基準適合認定の義務等）

第九十一条 （略）

2 登録認定機関は、前項の審査を行うときは、総務省令で定める方法に従い、別表第二に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「認定員」という。）に行わせなければならない。

別表第二（第八十七条、第九十一条関係）

一 （略）

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を三年以上有すること。

三・四 （略）

三十六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（機関登録の基準）

第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が設定登録等事務を実施し、その人数が設定登録等事務を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ（略）

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、無体財産権の登録に關する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ハ・ニ（略）

二（略）

2（略）

三十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一〜三（略）

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 十二（略）

（介護福祉士試験）

第四十条（略）

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一（略）

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 六（略）

3（略）

三十八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（登録調査機関の登録等）

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであつて政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ (略)

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ (略)

二・三 (略)

2 (略)

三十九 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）

(農林漁業体験民宿業者の登録)

第十六条 農林漁業体験民宿業者を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

2 (略)

(登録実施機関の登録)

第十八条 第十六条第一項に規定する農林水産大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録実施機関の登録の基準)

第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要

な手続は、農林水産省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ (略)

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 (略)

四十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（抄）

（受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 一三 (略)

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

十・十一 (略)

四十一 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄）

（登録送信適正化機関の登録）

第十四条 総務大臣及び内閣総理大臣は、その登録を受けた者（以下「登録送信適正化機関」という。）に、次に掲げる業務（以下「特定電子メール等送信適正化業務」という。）を行わせることができる。

一 第八条第一項の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出又は同条第三項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 総務大臣又は内閣総理大臣から求められた場合において、第八条第四項又は第五項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

2 前項の登録は、特定電子メール等送信適正化業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録基準）

第十六条 総務大臣及び内閣総理大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令・内閣府令で定める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において電気通信に関する科目を修めて卒業した者でその後一年以上電子メール通信役務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれと同等以上の知識経験を有する者が特定電子メール等送信適正化業務に従事すること。

二 (略)

2 (略)

四十二 健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）

（登録の基準）

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。

二・三 (略)

2 (略)

別表（第二十六条の四関係）

<p>一 遠心分離機</p> <p>二 純水製造装置</p> <p>三 超低温槽</p> <p>四 ホモジナイザー</p> <p>五 ガスクロマトグラフ</p> <p>六 原子吸光分光光度計</p> <p>七 高速液体クロマトグラフ</p> <p>八 乾熱滅菌器</p> <p>九 光学顕微鏡</p> <p>十 高圧滅菌器</p> <p>十一 ふ卵器</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは</p>	<p>中欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名</p>
---	--	---

生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

五 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条 インターネット異性紹介事業者による第十二条第一項に規定する措置の実施の確保を目的としてインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を収集し、これを当該インターネット異性紹介事業者に提供する業務（以下「誘引情報提供業務」という。）を行う者は、国家公安委員会の登録を受けることができる。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、国家公安委員会に申請をしなければならぬ。

3 （略）

4 国家公安委員会は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する二人以上の者が誘引情報提供業務を行うものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であつて、誘引情報提供業務に通算して六月以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 （略）

5・6 （略）

四十四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）

（登録検査機関）

第十八条 （略）

2 （略）

3 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 （略）

二 次のいずれかに該当する者が生物検査を実施し、その人数が生物検査を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ （略）

ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

ハ （略）

三 （略）

4 （略）

四十五 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される

社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 一三 (略)

四 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。

五 一七 (略)

二・三 (略)

四十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)(抄)

(登録特定原動機検査機関)

第十九条 (略)

二 (略)

三 (略)

四 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要な手続は、主務省令で定める。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 (略)

五・六 (略)

四十七 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十条の六の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。

3・4（略）

四十八 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

4・5（略）